

# 平成20年4月から 後期高齢者医療制度が始まります!

## 加入者(被保険者)になる方

75歳以上の方または、65歳以上74歳以下の方で一定の障がいのある方が、それぞれ個人単位で加入することになります。

国民健康保険や、被用者保険(会社などの医療保険)の被保険者本人及び被扶養者も、新たに後期高齢者医療制度に加入します(加入手続きの必要はありません)。

※現在、一定の障がい認定を受けている方は、引き続き認定を受けたものとみなされます。

ただし、障がい認定を受けている75歳未満の方は、認定を取り下げることができます。

認定を取り下げる申請は、老人医療担当窓口(本庁5階4番窓口)へ



## 保険料

原則として年金から天引きされます。年金から天引きできない方は、銀行などで直接納めていただきます。保険料は「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

$$\text{保険料} = \text{「均等割額」} 4万8,440円 + \text{「所得割額」} \text{所得割算出基準額} \times \text{保険料率} 8.80\%$$

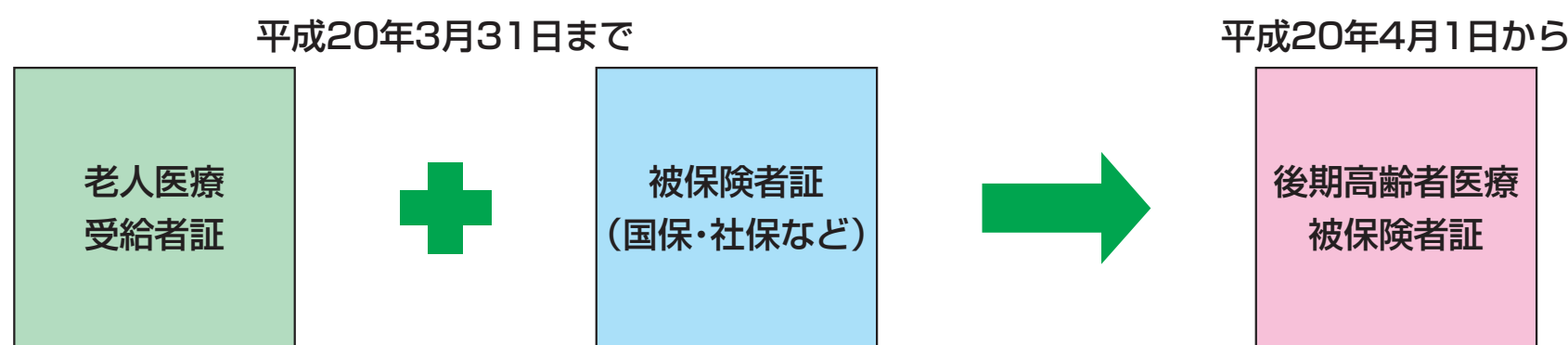
沖縄県の年間平均保険料 6万1,805円

## 保険料の計算例(75歳以上単身世帯の場合)

年金収入額	均等割額	所得割額	合計(年額)	年金収入額の説明
62万7,000円 *1	4万8,440円	8.80%	1万4,532円	*1 沖縄県国民年金平均額
153万円 *2	1万4,532円 (7割軽減)	0円	1万4,532円	*2 所得割額のかからない上限
168万円 *3		1万3,200円	2万7,732円	*3 7割軽減の上限
176万3,000円 *4	3万8,752円	2万504円	5万9,256円	*4 沖縄県厚生年金平均額
203万円 *5	(2割軽減)	4万4,000円	8万,2752円	*5 2割軽減の上限
220万円	4万8,440円	5万8,960円	10万7,400円	

## 被保険者証

新しい被保険者証が1人に1枚交付されます(平成20年3月に加入者へ交付します)。



## お医者さんにかかるときは

お医者さんにかかるときの窓口負担は、「現行の老人医療制度と同様、かかった費用の1割(現役並み所得者の方は3割)」を支払っていただきます。

窓口負担は、月ごとの上限額が設けられます。また、入院の場合、同一の医療機関の窓口で支払っていただく負担額は月ごとの上限額までとなります。

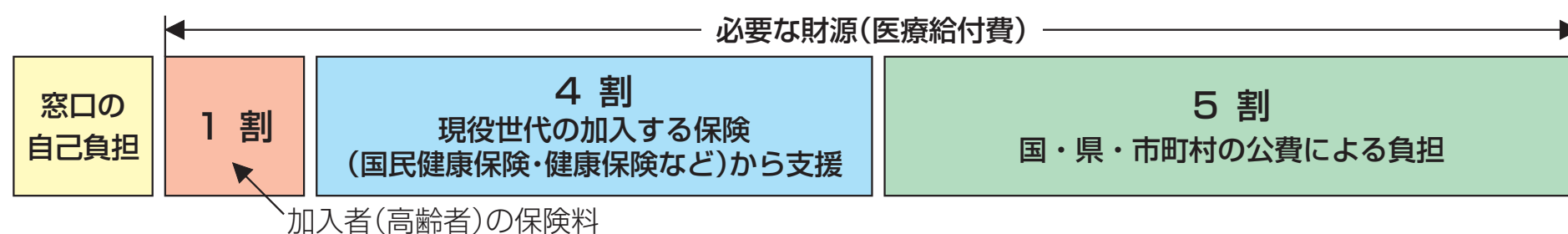
また、高額医療・高額介護合算制度を新たに設けます。同一世帯の加入者において、医療保険の患者負担と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について年額での上限を届け、負担を軽減します。

	窓口負担割合	(月ごとの負担の上限額)		(年ごとの負担の上限額)
		自己負担限度額	外来(個人ごと)	高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額
① 現役並み所得者(課税所得145万円以上)	3割	44,400円	80,100円+1%(44,400円)	67万円
② 一般の所得者		12,000円	44,400円	56万円
③ 市民税非課税の世帯に属する方(④以外の方)	1割	8,000円	24,600円	31万円
④ ③のうち、年金受給額80万円以下等の方			15,000円	19万円

( )内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額医療費の支給を受け4回目の支給に4回目の支給に該当の場合。

## 後期高齢者医療制度の財源

医療費に必要な財源の1割は、加入者の保険料で賄います。



## 【所得の低い人の軽減措置】

所得の低い人は、その世帯の所得水準に応じて、保険料の均等割額から7割・5割・2割軽減されます。

## 【社会保険等の被扶養者の軽減措置】

会社員などの扶養家族であった方については、平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、均等割額が9割軽減された額となります(経過措置)。

また、その後も加入者となったときから2年間経過するまでは、保険料の均等割額が半額となります(恒常措置)。

## 【所得申告のお願い】

保険料は、加入者が等しく負担する「均等割額」と加入者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。ですから、後期高齢者医療加入者は所得があった方はもちろん申告が必要ですが、所得がなかった方やあるいは少なかった方も「所得がなかった、少なかった」と申告する必要があります。

所得がなかったあるいは少なかった方が申告をしなかった場合は所得の把握ができないため、病院の窓口での自己負担が重くなってしまったり、保険料の軽減制度が受けられない場合がありますので必ず申告をしてください。

## ※70~74歳(注1)の方の窓口負担の経過措置について

平成20年4月から平成21年3月までの一年間、窓口負担が1割に据え置かれます。

(注1)すでに3割負担を頂いている方は除きます。

(注2) 昨年の制度改正では、70~74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。



後期高齢者医療制度は、将来にわたって安心して医療を受けられるよう運営される制度です。

お問合せ先：那覇市医療制度改革推進課 本庁5階4番窓口 ☎098-862-0564

